

税理士懲戒処分等事務取扱規程

〔 昭和五十七・七・八 〕
〔 大蔵省訓令特第一三号 〕

改正 平七大蔵省訓令特第七号
平一三大蔵省訓令第一号
平一四財務省訓令第五号
平一七財務省訓令第五号

(通則)

第一条 税理士法（昭和二六年法律第 二百三十七号。以下「法」という。）第四十四条に規定する税理士に対する懲戒処分及び法第四十八条の二十第一項に規定する税理士法人の違法行為等に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）に関する事務の取扱いについては、法及び行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。（平七訓令特第七号、平一四訓令第五号改正）

(税務署長の報告)

第二条 税務署長は、税理士について、次の各号の一に該当する行為又は事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を所轄国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。（平一四訓令第五号改正）

- 一 故意に、又は相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第三十六条の規定に違反する行為をしたとき。
- 二 法第三十三条の二第一項又は第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。
- 三 法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。

2 税務署長は、税理士法人について、次の各号の一に該当する行為又は事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を所轄国税局長に報告しなければならない。（平一四訓令第五号追加）

- 一 法又は法に基づく命令に違反したとき
- 二 運営が著しく不当であるとき

3 前二項に規定する行為又は事実（以下「税理士法違反行為等」という。）の報告は、税理士法違反行為等報告書により行うものとし、当該報告書には、当該税理士又は当該税理士法人の税理士法違反行為等に関する一件書類を添付するものとする。（平一四訓令第五号改正）

4 前項の税理士違反行為等報告書は、別紙第一号（その一）様式又は別紙第一号（その二）様式による。（同上）

(所轄国税局長への通報)

第三条 国税局長は、前条第一項及び第二項の規定による報告を受けた場合又は自ら調査した場合において、当該国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内に税理士事務所を有しない税理士又は主たる事務所を有しない税理士法人について、税理士法違反行為等があると認めるときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該税理士の税理士事務所又は当該税理士法人の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に通報しなければならない。（平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の書面には、当該税理士又は当該税理士法人の税理士法違反行為等に関する一件書類を添付するものとする。（同上）

(国税局長の進達)

第四条 国税局長は、第二条第一項及び第二項の規定による報告若しくは前条第一項の規定による通報を受けた場合又は自ら調査した場合において、当該国税局の管轄区域内に税理士事務所を有する税理士又は主たる事務所を有する税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等があると認めるときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に進達しなければならない。（平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の規定による進達は、税理士法違反行為等進達書により行うものとし、当該進達書には当該税理士又は当該税理士法人の税理士法違反行為等に関する一件書類及び懲戒処分等の内容に関する意見書を添付するものとする。（同上）
- 3 前項の税理士法違反行為等進達書は、別紙第二号（その一）様式又は別紙第二号（その二）様式による。（同上）
- 4 第二項に規定する懲戒処分等の内容に関する意見書には、いかなる懲戒処分等によることが適当であるかに関する意見を記載するものとする。（同上）

(進達を要しない場合の国税局長の措置)

第五条 国税局長は、第二条第一項及び第二項の規定による報告又は第三条第一項の規定による通報を受けた場合において、当該国税局の管轄区域内に税理士事務所を有する税理士又は主たる事務所を有する税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等がないと認めるときは、遅滞なく、書面によりその旨及び理由を、当該報告をした税務署長又は当該通報をした国税局長に通知しなければならない。（平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の規定による通知を受けた国税局長は、遅滞なく、書面によりその旨を第二条第一項及び第二項の規定による報告をした税務署長に通知しなければならない。（同上）

(国税庁長官の進達)

第六条 国税庁長官は、第四条第一項の規定による進達を受けた場合において、当該進達に係る税理士又は税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等があると認めるときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に進達しなければならない。(平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)

(進達を要しない場合の国税庁長官の措置)

第七条 国税庁長官は、第四条第一項の規定による進達を受けた場合において、当該進達に係る税理士又は税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等がないと認めるときは、遅滞なく、書面によりその旨及び理由を当該進達をした国税局長に通知しなければならない。(平一四訓令第五号改正)

- 2 前項の規定による通知を受けた国税局長は、遅滞なく、書面によりその旨を第二条第一項及び第二項の規定による報告をした税務署長又は第三条第一項の規定による通報をした国税局長に通知しなければならない。(同上)
- 3 第五条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた国税局長について準用する。

(懲戒処分等の予告通知)

第八条 財務大臣は、第六条の規定による進達を受けた場合において、当該進達に係る税理士又は税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等があると認めるときは、遅滞なく、手続法第十五条及び第三十条の規定により、あらかじめ当該税理士又は当該税理士法人にその旨を通知して、当該通知を受けた日から一月以内に自ら又はその代理人を通じて、次の各号の区分に従い意見陳述のための手続を執らなければならない。(平七訓令特第七号、平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)

- 一 当該税理士法違反行為等行為が法第四十四条に規定する戒告又は一年以内の税理士業務の停止の懲戒処分に相当する場合及び法第四十八条の二十第一項に規定する戒告又は一年以内の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる処分に相当する場合 弁明の機会の付与 (平七訓令特第七号、平一四訓令第五号改正)
- 二 当該税理士法違反等行為が法第四十四条に規定する税理士業務の禁止に相当する場合及び法第四十八条の二十第一項に規定する解散を命ずる処分に相当する場合 聴聞 (同上)
- 2 財務大臣は、前項第一号の弁明の機会の付与に係る通知を受けた税理士又は税理士法人から弁明する機会の期間の延長の申請を受けたときは、その申請に相当の理由があると認めるときに限り、更に一月の範囲内で弁明する機会の期間を延長することができる。(平七訓令特第七号、平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)
- 3 第一項の規定による通知は、通知書を国税庁長官及び第四条第一項の規定による進達をした国税局長を経由して当該税理士又は当該税理士法人に送付することにより行うものとする。(平七訓令特第七号、平一四訓令第五号改正)

- 4 前項の通知書は、第一項第一号の場合は別紙第三号（その一）様式又は別紙第三号（その二）様式、同項第二号の場合は別紙第四号（その一）様式又は別紙第四号（その二）様式による。（同上）

（懲戒処分等を要しない場合の財務大臣の措置）

第九条 財務大臣は、第六条の規定による進達を受けた場合において、当該進達に係る税理士又は税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及び理由を国税庁長官に通知しなければならない。（平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正）

- 2 国税庁長官は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、書面によりその旨を第四条第一項の規定による進達をした国税局長に通知しなければならない。
- 3 第七条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた国税局長について準用する。
- 4 第七条第三項の規定は、前項の規定による通知を受けた国税局長について準用する。

（国税局長の弁明書等の進達）

第十条 第八条第三項に規定する国税局長は、同条第一項の規定による通知を受けた税理士又は税理士法人から所定の期間内に弁明書が提出されたときは、遅滞なく、当該弁明書及び弁明内容に関する意見書を国税庁長官に進達しなければならない。（平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の弁明内容に関する意見書は、別紙第五号様式による。（同上）

（国税庁長官の弁明書等の進達等）

第十一条 国税庁長官は、前条第一項の規定による進達を受けたときは、遅滞なく、当該進達に係る弁明書及び弁明内容に関する意見書を財務大臣に進達しなければならない。（平一三訓令第一号改正）

- 2 国税庁長官は、前項の進達をするため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による進達をした国税局長の意見を聴くことができる。

（弁明書が提出されない場合の報告）

第十二条 第八条第三項に規定する国税局長は、同条第一項の規定による通知を受けた税理士又は税理士法人から所定の期間内に弁明書が提出されないときは、遅滞なく、書面によりその旨を国税庁長官を経由して財務大臣に報告しなければならない。（平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正）

（聴聞の実施）

第十二条の二 第八条第一項に規定する聴聞の実施については、手続法のほか財務省聴聞

手続規則（平成六年大蔵省令第九十八号）及び税理士法聴聞事務取扱規程（平成七年大蔵省訓令特第八号。以下「聴聞事務取扱規程」という。）による。（平七訓令特第七号追加、平一三訓令第一号改正）

（聴聞の通知）

第十二条の三 財務大臣は、聴聞事務取扱規程第二条及び第八条の規定により、聴聞の主宰者を指名又は聴聞の期日及び場所を決定したときは、第四条第一項の規定により進達を行った国税局長に通知しなければならない。（平七訓令特第七号追加、平一三訓令第一号改正）

（国税庁長官の報告書等の進達等）

第十二条の四 国税庁長官は、国税局長から聴聞事務取扱規程第十九条の規定により聴聞結果報告書及び別紙第五号様式による聴聞結果報告書に対する意見書（以下「意見書」という。）の提出を受けた場合において、当該報告を十分に参酌したうえで、懲戒処分等に相当すると認めたときは、遅滞なく、当該聴聞結果報告書及び当該意見書を財務大臣に進達しなければならない。（平七訓令特第七号追加、平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の意見書においては、聴聞に付さない証拠をもって法第四十四条第三号の税理士業務の禁止処分又は法第四十八条の二十第一項に規定する税理士法人に対する解散を命ずる処分を相当とすることはできない。（平七訓令特第七号追加、平一四訓令第五号改正）
- 3 第七条各項の規定は、国税局長から聴聞事務取扱規程第十九条の規定により聴聞結果報告書及び意見書の提出を受けた場合において、国税庁長官が懲戒処分等に相当しないと認めたときの手続について準用する。（同上）

（国税審議会への諮問）

第十三条 財務大臣は、第十一条第一項の規定による進達を受けたとき、第十二条の規定による報告を受けたとき又は前条第一項の規定により進達を受けたときは、法第四十七条第四項（法第四十八条の二十において準用する場合を含む。）の規定により、国税審議会に当該進達又は報告に係る税理士又は税理士法人に対する懲戒処分等の可否及び懲戒処分等をすべき場合の処分内容につき諮問しなければならない。（平七訓令特第七号、平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正）

- 2 前項の場合において、第十一条第一項の規定による進達を受けたものであるときは、同項の弁明書及び弁明内容に関する意見書を添えなければならない。
- 3 第一項の場合において、前条第一項の規定による進達を受けたものであるときは、同条同項の聴聞結果報告書及び意見書を添えなければならない。（平七訓令特第七号追加）

(懲戒処分等の通知)

第十四条 財務大臣は、国税審議会から第十三条に規定する懲戒処分等を行うことが相当である旨の答申を受けたときは、遅滞なく、当該税理士又は当該税理士法人に対し当該答申に基づいて懲戒処分等を行わなければならない。(平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)

2 財務大臣は、懲戒処分等を行うときは、法第四十七条第五項(法第四十八条の二十において準用する場合を含む。)の規定により、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士又は当該税理士法人に通知しなければならない。(平七訓令特第七号、平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)

3 前項の規定による通知は、税理士懲戒処分通知書又は税理士法人処分通知書を国税庁長官及び第四条第一項の規定による進達をした国税局長を経由して当該税理士又は当該税理士法人に送付することにより行うものとする。(平一四訓令第五号改正)

4 前項の税理士懲戒処分通知書は別紙第六号(その一)様式、税理士法人処分通知書は別紙第六号(その二)様式による。(同上)

5 国税庁長官は、懲戒処分等があったときは、遅滞なく、書面によりその旨を各国税局長及び日本税理士会連合会に通知するものとする。(同上)

6 前項の規定による通知を受けた国税局長は、遅滞なく、書面によりその旨を管下の税務署長に通知するものとする。

(懲戒処分等をしない旨の答申を受けた場合の措置)

第十五条 財務大臣は、国税審議会から第十三条に規定する懲戒処分等をしないことが相当である旨の答申を受けたときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に通知しなければならない。(平一三訓令第一号、平一四訓令第五号改正)

2 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の通知があった場合において準用する。(平一四訓令第五号改正)

(税理士懲戒処分等関係事務事績簿の整理保存)

第十六条 国税局長は、税理士懲戒処分等関係事務事績簿を備え、懲戒処分等に関する事務処理を行った都度その事績を明らかにしておかななければならない。(平一四訓令第五号改正)

2 前項の税理士懲戒処分等関係事務事績簿は、別紙第七号様式による。(同上)

附 則

この訓令は、昭和五十七年七月八日から施行する。

附 則 (平七大蔵省訓令特第七号)

この訓令は、平成七年四月十三日から施行する。

附 則（抄）（平成一三年大蔵省訓令第一号）

1 この訓令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年財務省訓令第五号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年財務省訓令第五号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

別紙第1号(その1)様式(平7訓令特第7号、平14訓令第5号改正)

税理士法違反行為等報告書

記 号 番 号

平成 年 月 日

国 税 局 長

沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

税 務 署 長 印

税 理 士

氏 名

生 年 月 日

住 所

登 録 番 号

税理士事務所又は
所属事務所の所在地

上記の税理士について、下記のとおり、税理士法違反行為等があると認められるので、報告する。

なお、一件書類を別紙のとおり添付する。

記

(日本工業規格 A4)

別紙第1号(その2)様式(平14訓令第5号追加)

税理士法違反行為等報告書

記 号 番 号

平成 年 月 日

国 税 局 長

沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

税 務 署 長 印

税 理 士 法 人

名 称

設 立 年 月 日

主たる事務所の
税理士法人番号

主たる事務所
の 所 在 地

上記の税理士法人について、下記のとおり、税理士法違反行為等があると認められるので報告する。

なお、一件書類を別紙のとおり添付する。

記

(日本工業規格 A4)

別紙第2号（その1）様式（平7訓令特第7号、平14訓令第5号改正）

税理士法違反行為等進達書

記 号 番 号

平成 年 月 日

国・税 庁 長 官 殿

国 税 局 長

ⓐ

沖 縄 国 税 事 務 所 長

税 理 士

氏 名

生 年 月 日

住 所

登 録 番 号

税理士事務所又は
所属事務所の所在地

上記の税理士について、下記のとおり、懲戒処分に相当する税理士法違反行為等があると認められるので、進達する。

なお、一件書類及び懲戒処分の内容に関する意見書を別紙のとおり添付する。

記

（日本工業規格 A4）

別紙第2号（その2）様式（平14訓令第5号追加）

税理士法違反行為等進達書

記 号 番 号

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

国 税 局 長

Ⓜ

沖 縄 国 税 事 務 所 長

税 理 士 法 人

名 称

設 立 年 月 日

主たる事務所の

税理士法人番号

主たる事務所

の所在地

上記の税理士法人について、下記のとおり、税理士法第48条の20第1項に規定する処分に相当する税理士法違反行為等があると認められるので、進達する。

なお、一件書類及び懲戒処分に関する意見書を別紙のとおり添付する。

記

（日本工業規格 A4）

別紙第3号（その1）様式（平7訓令特第7号、平13訓令第1号、平14訓令第5号改正）

税理士懲戒処分予告通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

財務大臣

㊟

あなたの下記の行為又は事実は、税理士法第 条の懲戒処分事由に該当すると認められますので、行政手続法第30条の規定により、あらかじめ通知します。

なお、このことについて弁明することがある場合には、財務大臣あての弁明書を、この通知書受領の日から1月以内に { 国税局長 } に提出してください。
{ 沖縄国税事務所長 }

記

(注意事項) 弁明書を { 国税局 } あて郵送する場合には書留にしてください。
{ 沖縄国税事務所長 }

(日本工業規格 A4)

別紙第3号（その2）様式（平14訓令第5号追加）

税 理 士 法 人 処 分 予 告 通 知 書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

財務大臣

㊟

貴法人の下記の行為又は事実は、税理士法第48条の20第1項に規定する処分事由に該当すると認められますので、行政手続法第30条の規定により、あらかじめ通知します。

なお、このことについて弁明することがある場合には、財務大臣あての弁明書を、この通知書

受領の日から1月以内に

国税局長
沖縄国税事務所長

 に提出してください。

記

(注意事項) 弁明書を

国税局
沖縄国税事務所長

 あて郵送する場合には書留にしてください。

(日本工業規格 A4)

別紙第4号(その1)様式(平7訓令特第7号、平13訓令第1号、平14訓令第5号改正)

税理士懲戒処分予告通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

財務大臣

㊟

あなたの別紙の行為又は事実は、税理士法第 条の懲戒処分事由に該当すると認められますので、行政手続法第15条第1項の規定により、あらかじめ通知します。

なお、行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を行いますので、下記により出頭してください。

記

1 期 日 平成 年 月 日 午 前
後 時

2 場 所

3 連 絡 先 (担当)

(注意事項)

- 1 聴聞では意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞主宰者に提出することができます。この場合、陳述書等を郵送で提出するときは書留にしてください。
- 3 聴聞が終結する時までの間、行政手続法第18条に基づき当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 4 聴聞に出頭する際は、印鑑及び身分証明書を持参してください。

(日本工業規格A4)

別紙第4号(その2)様式(平14訓令第5号改正)

税理士法人処分予告通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

財務大臣

㊟

貴法人の別紙の行為又は事実は、税理士法第48条の20第1項に規定する懲戒処分事由に該当すると認められますので、行政手続法第15条第1項の規定により、あらかじめ通知します。

なお、行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を行いますので、下記により出頭してください。

記

1 期 日 平成 年 月 日 午 前
後 時

2 場 所

3 連 絡 先 (担当)

(注意事項)

- 1 聴聞では意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞主宰者に提出することができます。この場合、陳述書等を郵送で提出するときは書留にしてください。
- 3 聴聞が終結する時までの間、行政手続法第18条に基づき当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 4 聴聞に出頭する際は、印鑑及び身分証明書を持参してください。

(日本工業規格A4)

別紙第5号様式（平7訓令特第7号、平14訓令第5号改正）

意見書

{ 聴聞結果報告書に対する
 弁明内容に関する }

記 号 番 号

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

国 税 局 長

㊟

沖 縄 国 税 事 務 所 長

平成 年 月 日 当局において受理した { 聴聞結果報告書の意見の
 税理士
 税理士法人 の弁明書の弁明 }

内容について検討したてん末は別紙のとおりであるが、下記の理由により、当該 { 意見
 弁明 }

{ を認めることができる
 の一部を認めることができる } と考える。
{ を認めることができない }

記

別紙第6号(その1)様式(平7訓令特第7号、平13訓令第1号、平14訓令第5号、平17訓令第5号改正)

税理士懲戒処分通知書

記 号 番 号
平成 年 月 日

殿

財務大臣 ㊟

税理士法(昭和26年法律第237号)第 条の規定に基づき、下記の理由により、あなたに対して の処分をいたしましたから、同法第47条第5項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日付「税理士懲戒処分予告通知書」に対し、あなた
【 から弁明(陳述)書の提出がありました が、 } 【 その弁明(陳述)は }
【 聴聞に出頭して意見陳述をしましたが、 } 【 その弁明(陳述)の一部については、 }
別紙理由により認めることができません。

記

あなたの次の行為又は事実は、税理士法第 条の規定に違反し、同法第 条の規定に該当すると認められます。

(注意事項)

- 1 処分の効力について
この処分の効力は、この通知書があなたに送達された時から生ずることとなります。
- 2 不服申立てについて
この処分が聴聞手続を経ないでされた処分である場合において、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対して異議申立てをすることができます。
- 3 取消しの訴えについて
 - (1) この処分について不服があるときは、裁判所に対して、この処分に係る取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
 - (2) この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 財務大臣)となります。
 - (3) この処分に係る取消訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。
 - (4) この処分に係る取消訴訟は、財務大臣に対する異議申立てをすることができる場合(上記2の場合)においても、異議申立てを経ずして提起することができます。

(日本工業規格 A4)

税理士法人処分通知書

記 号 番 号
平成 年 月 日

殿

財務大臣 ㊟

税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第1項の規定に基づき、下記の理由により、貴法人に対して の処分をいたしましたから、同法第47条第5項（同法第48条の20第2項による準用）の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日付「税理士懲戒処分予告通知書」に対し、貴法人
【 から弁明（陳述）書の提出がありました、】 【 その弁明（陳述）は】
【 は聴聞に出頭して意見陳述をしましたが、】 【 その弁明（陳述）の一部については】
別紙理由により認めることができません。

記

貴法人の次の行為又は事実は、税理士法第 条の規定に違反し、同法第48条の20の第1項の規定に該当すると認められます。

(注意事項)

1 処分の効力について

この処分の効力は、この通知書が貴法人に送達された時から生ずることとなります。

2 不服申立てについて

この処分が聴聞手続を経ないでされた処分である場合において、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対して異議申立てをすることができます。

3 取消しの訴えについて

(1) この処分について不服があるときは、裁判所に対して、この処分に係る取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

(2) この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。

(3) この処分に係る取消訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

(4) この処分に係る取消訴訟は、財務大臣に対する異議申立てをすることができる場合（上記2の場合）においても、異議申立てを経ずして提起することができます。

(日本工業規格 A4)

別紙第7号様式（平7訓令特第7号、平14訓令第5号改正）

税理士懲戒処分等関係事務事績簿（その1）

氏名 又は 名称		生年月日			登録番号等				
税理士の 住所		所轄局署名							
税理士事務所若しくは 所属事務所 又は主たる 事務所の 所在地		所轄局署名							
区分	進達	予告 通知	弁明書 聴聞	諮問	答申	処分 通知	異議 申立て	異議 決定	訴訟 提起
年月日									
違反内容					懲戒処分等の量定				
					聴聞主宰の要否		要・否		
聴聞内容記載欄									
聴聞主宰者	開催年月	場 所	懲戒処分等予定者（代理人）出席状況						

（日本工業規格 A4）

税理士懲戒処分等関係事務事績簿（その2）

年 月 日	記 事